

静峰ふるさと公園雪まつりイルミネーション設営等業務委託仕様書

1 業務名

那商委第31号 静峰ふるさと公園雪まつりイルミネーション設営等業務委託

2 事業目的

- (1) 静峰ふるさと公園において雪まつり及びイルミネーションを一体的に開催し、冬季における公園利用の促進及び交流人口の増加を図る。
- (2) 秋田県横手市から搬入される雪及びかまくらを活用し、幻想的な冬季景観を創出することで、静峰ふるさと公園の魅力向上及び認知度向上を図る。
- (3) 来場者の回遊性及び滞在時間の向上を図るとともに、SNS等による情報発信を促進する。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年2月19日（金）まで

4 委託期間

(1) 設置期間

令和8年11月17日（火）から令和9年1月8日（金）までの期間中、午前9時から午後5時までに行うこと。ただし、テスト点灯等により当該時間を超えて作業を行う必要がある場合は、事前に発注者と協議の上、実施できるものとする。

(2) 開催期間

令和9年1月16日（土）から令和9年1月24日（日）までとする。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

(3) かまくら設置期間

開催期間中の連続する2日間とし、詳細日程は発注者と受託者が協議の上決定する。

(4) 撤去期間

開催期間終了後、令和9年2月19日（金）までに撤去を完了すること。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

5 点灯時間

午後4時30分から午後8時00分までとする。

※変更が必要な場合は、別途協議の上決定する。

6 実施場所及び施工対象範囲

静峰ふるさと公園

（別添「施工対象範囲図面」のとおり）

7 委託業務内容

(1) 会場演出の企画及び設計

- ア 雪まつり及びイルミネーションを一体的に演出するテーマ及びコンセプトを設定し、静峰ふるさと公園の特性を活かした魅力ある会場空間を創出すること。
- イ 横手市から提供される雪及びかまくらを会場のシンボルとして位置付け、その魅力を最大限に引き立てる演出計画を作成すること。
- ウ 来場者のSNS等による情報発信につながるフォトスポット等を設置すること。
- エ 会場全体の配置図、立面図、企画書及びイメージ図を作成し、発注者へ提出すること。
- オ 広報物への使用を考慮したイメージ画像等を発注者が指定する期日までに提出すること。

(2) イルミネーションの設置

- ア 企画書に基づき、園路、樹木、水上ステージ周辺その他施工対象範囲内にイルミネーションを設置すること。
- イ かまくら周辺を重点演出エリアとし、照明及び装飾により来場者を自然に誘導できる空間を創出すること。なお、かまくら設置期間以外の期間においても、当該エリアの照明演出は継続して実施すること。
- ウ かまくら内部照明との調和を図り、会場全体として統一感のある演出とすること。
- エ 点灯期間中は園内BGMを放送すること。なお、JASRAC等への届出及び著作権使用料等が発生する場合は受託者の負担とする。
- オ 土曜日及び日曜日については、BGMと連動した演出や光の変化等、平日と異なる演出を行うこと。
- カ 点灯時間はデジタルタイマー等により自動制御できる機構を備えること。

(3) 設置作業

- ア 設置にあたっては、危険と思われる箇所、特に段差、法面、水辺及び排水施設周辺について十分な安全対策を講じること。
- イ 設置期間中は一般来園者及び公園管理車両の通行に十分配慮し作業を行うこと。
- ウ 既施設等へ現状復旧が困難な施工を行う場合は、事前に発注者と協議すること。
- エ 施工に伴う資機材、人員及び車両は受託者が準備すること。
- オ 設置に伴い発生した不要物は受託者の責任において適正に処分すること。
- カ 使用する機器及び資材について一覧表を作成し提出すること。

(4) 維持管理

- ア 設置作業着手から撤去完了までの期間において、イルミネーション設備等の維持管理を行うこと。また、定期的に巡回等を行い、設備の安全確認に努めること。
- イ 設備の不具合、破損等が発生した場合は速やかに補修又は交換を行うこと。

ウ 漏電防止及び感電防止のため、防水対策及び安全対策を講じること。

エ かまくら周辺に設置する機材については、来場者の安全確保に十分配慮すること。

(5) 撤去及び原状復旧

ア 開催期間終了後、本業務により設置した設備等を撤去し、原状復旧を行うこと。

イ 撤去に伴い発生した不要物は受託者が分別、運搬及び処分を行うこと。

ウ その他撤去及び原状復旧について疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上決定すること。

8 委託業務実施に係る事項

(1) デザイン作成にあたっては著作権等の侵害がないことを十分確認すること。

(2) 本業務において受託者が新たに作成したデザイン、図面その他成果物に係る著作権等は発注者に帰属するものとする。なお、第三者が権利を有する素材等についてはこの限りでない。

(3) 来場者が設置物に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止対策を講じること。

(4) 植物への施工にあたっては損傷を与えないよう十分配慮すること。

(5) 設置物の脱落、落下、倒壊等による事故が発生しないよう十分な対策を講じること。

(6) 本業務の実施に必要な関係機関との協議について、発注者から資料作成等の協力を求められた場合は対応すること。

(7) 開催期間中、天候その他やむを得ない事情により運営が困難と判断される場合は、発注者と受託者が協議の上、点灯の中止又は縮小を決定できるものとする。

(8) 本業務の実施に伴い来場者又は第三者に損害が生じた場合は、受託者の責に帰すべき事由によるものについては受託者が賠償責任を負うものとする。

(9) 発注者は、別紙「保有機器一覧」に記載する機器を受託者に無償で貸与するものとする。受託者は当該機器を善良な管理者の注意をもって管理の上、本業務に使用し、業務終了後は速やかに発注者へ返却すること。

(10) 受託者は、本業務の実施にあたり、発注者が無償貸与する機器等の盗難及び破損等に備え、動産総合保険等に参加すること。また、業務の遂行に起因して第三者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合に備え、損害賠償責任保険等に参加すること。なお、加入に要する費用は受託者の負担とする。

9 成果品

業務終了後、次の成果品を提出すること。

(1) 実績報告書	1 部
(2) 施工図面及び完成図面	1 部
(3) 事業記録写真	1 式
(4) 電子データ (DVD-R等)	1 部
(5) 使用機器及び帰属品一覧表	1 部

1 0 委託料の支払方法

委託料の支払いは、原則として業務完了払いとする。受託者は、第9項に定める成果品を提出し、発注者の完了検査に合格した後、適法な請求書を発注者に提出するものとする。発注者は、当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

1 1 その他

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、発注者及び受託者双方協議の上決定する。

以上

保 有 機 器 一 覧

No	内容	数量	単位
1	LED スtringス (シャンパンゴールド)	136	本
2	LED スtringス (メイプルゴールド)	54	本
3	特注アンサンプル LED スtringス (シャンパン/メイプル)	35	本
4	同上用パワーコード	26	本
5	LED スtringス用目隠しキャップ	600	個
6	特注ひまわりの花ライト	40	灯
7	ランタン (レセップ球コードアッセンブル 5 灯ライン/4 灯ライン)	各 1	本
8	同上用アンドンシェード・スタンド	10	台
9	同上用電球	9	灯
10	アンティークランタン	45	台
11	同上用電球コード (レセップ球コードアッセンブル 5 灯ライン)	8	本
12	同上用電球コード (レセップ球コードアッセンブル 2 灯ライン)	2	本
13	同上用電球	45	灯
14	どんぐりランタン (レセップ球コードアッセンブル 5 灯ライン)	8	本
15	同上用電球	40	灯
16	ポールスタンド・イノポール材	45	本
17	光の花ポール	1,050	本
18	同上用ブロック	530	台
19	足元用ソーラーライト	20	灯
20	シンボルオブジェ	1	式
21	同上用スチール架台	1	台
22	ガードスタンド	27	台
23	同上用ロープ	1	巻
24	パーライト	10	灯
25	同上ケーブル	10	本
26	同上木製架台	10	台